

群馬東部水道企業団入札参加資格停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、企業団が発注する建設工事の請負、調査・測量・設計等の業務委託、物品の製造及び購入並びに役務の提供等（以下「企業団工事等」という。）において、競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）に対する企業団工事等の競争入札及び随意契約における参加資格の停止について必要な措置を定め、適正な履行を確保することを目的とする。

(資格停止)

第2条 企業長は、入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について資格停止を行うものとする。

- 2 企業長が前項の規定により資格停止を行ったときは、当該入札参加資格者を競争入札に参加させてはならない。
- 3 企業長は、当該資格停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 企業長は、一般競争入札において当該資格停止に係る入札参加資格者の参加資格を確認し、既に通知しているときは、当該通知を取り消すものとする。
- 5 企業長は、当該資格停止に係る入札参加資格者が現に入札しているときは、当該入札参加資格者の入札を無効とするものとする。
- 6 企業長は、当該資格停止に係る入札参加資格者が現に入札し落札者となった場合は、当該入札参加資格者と契約を締結しないものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第3条 企業長は、前条第1項の資格停止を行う場合において、当該資格停止について責めを負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せて行うものとする。

- 2 企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の資格停止の期間

の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せ行うものとする。

- 3 企業長は、前条第1項又は前2項の規定による資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該資格停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を行うものとする。

(資格停止期間の特例)

第4条 入札参加資格者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格停止期間の短期及び長期とする。

- 2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の資格停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

- (1) 資格停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 企業長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 企業長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える資格停止期間を定める必要があるときは、資格停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 企業長は、資格停止期間中の入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で資格停止期間を変更することができる。

- 6 企業長は、資格停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止期間の特例)

第5条 企業長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより資格停止を行う際に、入札参加資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1つに該当することとなった場合には、資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第9号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 群馬東部水道企業団の職員（以下「企業団職員」という。）又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

（資格停止事由の発生報告）

第6条 企業団工事等を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、別表各号に掲げる措置要件に該当する事由の発生を知ったときは、直ちに資格停止事由発生報告書（様式第1号）により、これを企業長に報告しなければならない。

（調査検討）

第7条 企業長は前条の規定に基づく報告を受けたときは、その事実、資格停止の可否

及び資格停止期間等について調査検討を命ずるものとする。

2 前項の調査検討は、群馬東部水道企業団入札審査委員会設置要領（平成28年群馬東部水道企業団制定）に規定する入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）をもってこれに充てるものとする。

3 審査委員会は、審査事項について必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を当該委員会へ出席させ、事由発生の説明をさせることができる。

（結果報告）

第8条 審査委員長は、審査委員会において調査検討を終えた事項について、その結果を速やかに企業長に報告するものとする。

（資格停止等の通知）

第9条 企業長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により資格停止を行い、又は第4条第5項の規定により資格停止の期間を変更し、若しくは第4条第6項の規定により資格停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し、遅滞なくそれぞれ入札参加資格停止通知書（様式第2号）、入札参加資格停止変更通知書（様式第3号）又は入札参加資格停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 資格停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方とすることができるのは、災害時の対応工事、その他特に止むを得ない事由があると認められる場合で、企業長の承認を受けたものとする。

（下請等の禁止）

第11条 所管課長は、資格停止期間中の入札参加資格者が企業団の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（資格停止に至らない事由に関する措置）

第12条 企業長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（資格停止期間の短縮又は延長）

第13条 企業長は、資格停止後、改善及び努力の著しい者に対する資格停止期間の短縮又は改善及び努力の誠意がみられない者に対する資格停止期間の延長が必要と認められる場合は、審査委員会に調査検討させ決定するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条、第5条関係）

企業団管内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 企業団工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、企業団工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 企業団工事等の履行にあたり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 企業団工事等以外の建設工事の請負、調査・測量・設計等の業務委託、物品の製造及び購入並びに役務の提供等（以下この表において「一般工事等」という。）の履行にあたり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、企業団工事等の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 企業団工事等の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 企業団工事等の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>9 その他、企業長が資格停止をすることが必要と判断したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>ロ 入札参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が前2項に掲げる公共機関以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上12 箇月以内</p> <p>3 箇月以上9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上6 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上9 箇月以内</p> <p>2 箇月以上6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上4 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上4 箇月以内</p> <p>1 箇月以上2 箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、企業団工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 企業団工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上12 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月以上12 箇月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 企業団工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 企業団工事等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 12 箇月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>(暴力団等)</p> <p>10 入札参加資格者、代表役員等又は一般役員等が暴力団又は暴力団員等であるとき、若しくは暴力団又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>11 入札参加資格者、代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等の威力を利用するなどしているとき。</p> <p>12 入札参加資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金提供や便宜供与など暴力団の維持、運営に協力、若しくは関与しているとき。</p> <p>13 入札参加資格者、代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>14 暴力団又は暴力団員等と関係している業者と知りながら、下請契約又は業務の再委託契約若しくは資材などの購入等の契約をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 箇月以上、かつ改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>当該認定をした日から 6 箇月以上、かつ改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から 6 箇月以上、かつ改善されたと認められるまでの期間</p>

<p>15 暴力団又は暴力団員等と関係している業者とは知らず、下請契約又は業務の再委託契約若しくは資材などの購入等の契約をし、その後、企業団から当該者との契約解除要求に対し、これに従わないとき。</p> <p>16 入札参加資格者が、企業団工事等の履行にあたり、暴力団又は暴力団員等による不当な要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該契約等の履行にあたって不当要求行為を受けたことを知ったときにおいて、企業団への報告及び警察への通報等の必要な協力義務を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月以上、かつ改善されたと認められるまでの期間</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>17 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、企業団工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>18 企業団工事等に関し、建設業法の規定に違反し、企業団工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>19 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、企業団工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>20 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、企業団工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次の事由に該当する不正又は不誠実な行為をし、企業団工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 企業団工事等の施工成績が著しく不良であるとき。</p> <p>イ 国又は県の補助による企業団工事等において、国又は県の係員による検査の結果、不良工事とされたとき。</p> <p>ウ 企業団工事等の契約に違反し、しばしば指摘を受けたとき、又は正当な理由がなく工事を遅延したとき。</p> <p>エ 企業団工事等の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負させたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 （以下のア～ケ全て同じ）</p>

- オ 企業長の許可を受けることなく、企業団工事等の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させたとき。
- カ 営業の不振等により、不渡り手形を発行し、銀行取引停止等となったとき、又は経営不振により下請等に対する支払能力が著しく低下していると認められるとき。
- キ 事業に従事する者(下請負を含む)に対し、公正な賃金、労働条件等の義務を怠ったことが認められたとき。
- ク 入札に関し、故意に他を中傷又は扇動し、公正な入札の執行を妨害する行為のあったとき。
- ケ その他企業長が資格停止をすることが必要と判断したとき。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日		
資格停止事由発生報告書		
（宛先）群馬東部水道企業団 企業長		
課長		
下記のとおり入札参加資格停止事由が発生したので報告します。		
記		
業 者 名	商号又は名称	
	代表者氏名	
履 行 名 称		
資格停止すべき 事由の詳細		
資格停止該当事項		

入札参加資格停止通知書

様

群馬東部水道企業団 企業長 閣

貴社について、下記のとおり入札参加資格を停止することにしたので通知します。

記

1. 資格停止期間

年 月 日から 年 月 日までの 間

2. 資格停止理由

群馬東部水道企業団入札参加資格停止措置要領
別表 第 ー () 該当

入札参加資格停止変更通知書

様

群馬東部水道企業団 企業長 閣

年 月 日付け 第 号で貴社に通知した「入札参加資格停止通知書」を下記のとおり変更するので通知します。

記

1. 資格停止期間

【変更前】

年 月 日から 年 月 日までの 間

【変更後】

年 月 日から 年 月 日までの 間

2. 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

入札参加資格停止解除通知書

様

群馬東部水道企業団 企業長 閣

年 月 日付け 第 号で貴社に通知した「入札参加資格停止通知書」に
ついては、 年 月 日付けをもって解除することにしたので通知します。